

原子力安全基盤機構分科会について

平成25年2月19日
内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室

1. 独立行政法人原子力安全基盤機構（別添参照）

- 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」）は、原子力安全規制や原子力防災対策等の技術的・専門的なサポート機関として、平成15年10月に設置された法人。
- 平成24年9月19日、原子力規制委員会設置法及び改正内閣府設置法が施行し、原子力防災分野においては、
 - ・ 技術的・専門的事項については原子力規制委員会、
 - ・ 施策の推進については内閣府、
 が所掌することになった。
- これにより、JNESの業務全般を原子力規制委員会が所管するとともに、JNESの原子力防災業務については、原子力規制委員会と内閣府の共管となった。

2. 原子力安全基盤機構分科会の設置

- 内閣府においては、平成24年9月19日、内閣府独立行政法人評価委員会令の改正施行に伴って、同令第5条第1項の規定に基づき、本分科会を設置。
- なお、原子力規制委員会においても、平成24年12月20日、原子力規制委員会独立行政法人評価委員会令第5条第1項の規定に基づき、原子力安全基盤機構部会が設置されたところ。

3. 原子力安全基盤機構分科会の委員構成

- 平成24年12月20日、原子力規制委員会の原子力安全基盤機構部会と本分科会との合同会議を開催。
- 合同会議において、本分科会の分科会長及び分科会長代理を決定したところ、これらを含む委員構成は次のとおり。
 - ・ 分科会長 吉井 博明（東京経済大学コミュニケーション学部教授）
 - ・ 分科会長代理 奈良 由美子（放送大学教養学部教授）
 - ・ 伊集院 礼子（ジャーナリスト）

独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成14年法律第179号）
(抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 原子力災害の予防、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関する業務を行うこと。

四～六 (略)

2・3 (略)

(主務大臣等)

第十七条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、原子力規制委員会

二 第十三条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、原子力規制委員会

三 第十三条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣及び原子力規制委員会とする。

2 機構に係る通則法における主務省は、原子力規制委員会とする。

3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

第十八条 前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び内閣府の独立行政法人評価委員会」とする。

2 原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に関し、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

事業の内容

JNESの概要

- 設立年月日：平成15年10月1日
- 平成24年度事業費：約208億円
(運営費交付金 約206億円、検査手数料 約2億円(見込み))
- 役職員数(平成24年12月1日現在)：役員6名(うち非常勤1名)
職員(常勤)402名

JNESの目的

- エネルギーとしての利用に関する原子力の安全確保のための基盤の整備を図ることを目的として、(独)原子力安全基盤機構(JNES)が以下の業務を行う。
①検査等業務、②安全審査関連業務、③防災関連業務
④調査、試験、研究等、⑤情報の収集、整理等業務

(参考) 原子力規制委員会への移行

- 平成24年6月20日、原子力規制委員会設置法が成立。
- JNESは、経済産業省所管の独立行政法人から、原子力規制委員会所管の独立行政法人へ移行。
- なお、JNESが行う業務については、法制上の措置を講じた上で、可能な限り速やかに原子力規制委員会へ統合予定。

原子力規制委員会設置法 (抄)

附則

(政府の措置等)

第6条第4項 政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

事業イメージ

●法令に基づく定期検査の実施状況



JNESの検査員は、安全確保上重要な機器・設備を検査等により個々に確認する。(写真は、バルブの開閉状況を確認している様子)

●原子力総合防災訓練の実施状況



JNESでは、国が実施する防災訓練に技術的な支援を行うとともに、TV会議システム等の運営支援を行う。(写真は、浜岡OFCと官邸、自治体とのTV会議の様子)

●振動試験の実施状況



JNESでは、安全上重要な設備等の耐震強度を把握するための各種試験を行う。(写真は、(独)防災科学技術研究所の振動台(兵庫県三木市)を用いた建屋の背後斜面の安定性を評価するための実験の様子)

独立行政法人原子力安全基盤機構の業務の5本柱

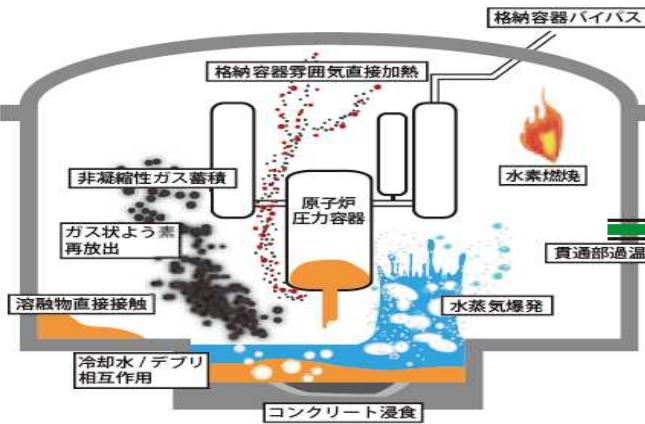
原子力施設の検査等

～JNES法13条1項1号～
(原子力規制委員会所管)



安全性の解析・評価

～JNES法13条1項2号～
(原子力規制委員会所管)



安全性の調査・試験・研究・研修

～JNES法13条1項4号～
(原子力規制委員会所管)



原子力災害対策等

～JNES法13条1項3号～
(原子力規制委員会・内閣府所管)

業務のポイント

- ✓ 国や自治体が行う原子力防災訓練・研修の企画・実施支援
- ✓ 緊急時対応センター(ERC)やオフサイトセンターの通信機材等の整備強化
- ✓ 原子力災害対策指針や防災計画等の防災関係制度の企画支援

9.19付けJNES法改正により、経産省所管から規制委・内閣府共管へ



安全情報の収集・整理・提供

～JNES法13条1項5号～
(原子力規制委員会所管)

